

小国町漁業協同組合
内共第 24 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国町漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 24 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい（はや）、かじか、やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）、いわな及びわかさぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に口頭またはオンラインシステムにより申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第 13 条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。
- 3 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

- 第3条 第 8 条第 1 項に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。
- 2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。
- | 漁具・漁法 | 規模 |
|-------|------------------|
| すくい網 | 間口 1 メートル以下 |
| たも網 | 網口径 50 センチメートル以下 |
- 3 荒川、横川においては、次条第 1 項に掲げる公示の日から 7 日間は、釣り以外の漁具・漁法により、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第4条 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。
- | 水産動植物の種類 | 期間 |
|----------|---------------------------|
| あゆ | 組合が定めて公示する日から 10 月 31 日まで |
| やまめ、いわな | 4 月 1 日から 9 月 30 日まで |
- 2 前項の公示は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる水産動植物、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区域	期間
かじか、 うぐい（はや）	西置賜郡小国町大字小渡地内小渡橋から下流 100 メートルの地点までの荒川	3 月 1 日から 6 月 30 日まで
	西置賜郡小国町大字船渡地内沖庭橋から上流 100 メートルの地点までの荒川	
	西置賜郡小国町大字町原地内平和橋から上流 100 メートルの地点までの横川	
わかさぎ	横川ダム湖から上流の横川及びその支流	4 月 1 日から 6 月 30 日まで
全魚種	西置賜郡小国町大字小坂地内赤坂橋から下流重化学工業用水堰堤までの横川	周年
	西置賜郡小国町大字朝篠地内朝篠堰堤から下流 300 メートルの地点までの横川	
	西置賜郡小国町大字伊佐領地内大石頭首工から下流 200 メートルの地点までの横川	
	西置賜郡小国町大字中田山崎地内玉川第二発電所取水堰から上流 100 メートル及び下流 200 メートルの地点までの玉川	
	西置賜郡小国町大字小玉川地内西ノ俣沢と玉川との合流点から上流の西ノ俣沢	
	西置賜郡小国町大字小玉川地内玉川発電所取水堰から上流 100 メートル及び下流 200 メートルの地点までの内川及び玉川	
	西置賜郡小国町大字樋の沢地内樋の沢と荒川との合流点から上流及び下流それぞれ 300 メートルの地点までの荒川	
	西置賜郡小国町大字片貝地内片貝沢と玉川との合流点から上流の片貝沢	
	西置賜郡小国町大字綱木箱口地内横川ダムから上流 250 メートル及び下流 100 メートルの地点までの横川	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長
うぐい（はや）	5 センチメートル
かじか	5 センチメートル
やまめ、いわな	1 5 センチメートル

(水産資源の保護等に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上、又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算して得た額とする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	遊漁料
うぐい(はや)、かじか、やまめ、いわな、わかさぎ	釣り、すくい網、たも網、やす(かじかに限る。)	1日1,000円、1年5,000円 (女性は1年4,000円)
あゆ	釣り(友釣り、どぶ釣り及びがら掛けに限る。)、たも網	1日2,000円、1年9,000円

2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
中学生以下の者及び肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)	無料

3 遊漁料の納付は、組合が別に定めて公示する場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員が行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、内共第25号、内共第26号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。
- 3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
- 5 遊漁者は組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。
 - （1）氏名
 - （2）有効期間
 - （3）その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。